

# 「いじめ」防止基本方針

「いじめを許さない北山小学校」  
(令和4年6月改訂)

## 1 「いじめ」についての定義 (文部科学省より)

「いじめ」とは、「当該児童生徒が、一定の人間関係にある者から、心理的・物理的な攻撃を受けたことにより、精神的な苦痛を感じているもの。おこった場所は学校の内外を問わない。」

## 2 いじめの発生を未然に防ぐために・・・学校の取組の基本

- ・学ぶ楽しさや学ぶよさを感じる学習、実感の伴った学習を進めるための授業改善に取り組む。
- ・深く児童を理解することに努め、生徒指導や人権教育の充実を図る。
- ・主体的・対話的な取り組みの中から自分の思いを伝え育み、相手を尊重する気持ちを育てる。
- ・すべての教職員が常に人権感覚を磨き、子どもの多様な価値観を理解し、子どもの人権を尊重する。

学校教育目標 本年度重点

「笑顔が輝く、楽しい学校」～あいさつ・ルール・ふわふわ言葉～  
・分かる楽しさの実感 ・友と一緒にいる楽しさの実感 ・乗り越える楽しさの実感

【学習指導】 「主体的に学ぶ子ども ともに高め合う子ども」を目指し、「わかる・できる・楽しく友と学び合う授業づくり」に努める。

【生徒指導】 様々な方法で学級の人間関係をつかみ子ども達の理解に努める。

「集団生活の意味理解」「ルールを守る意識」の育成に努める。

情報モラルを理解し、情報端末の正しい利用について指導する。

【人権教育】 一人ひとりの違い（多様性、価値観）を尊重し、相手も自分も認め合えるような学校生活を指導する。

【仲間作り】 「体験活動」や「集団生活」「縦割り活動」等を通して仲間への尊重を指導する。

【学級・児童会】 過ごしやすい学級、学校を目指した話し合いや委員会活動などを通して、自治活動を指導する。

## 3 「いじめ」に発展する前に・・・早期発見・早期対応のために

学校では・・・児童理解の工夫

- ・子どもと向き合う時間の確保につとめ日常観察。
- ・なかよしアンケートを適宜実施
- ・「相談窓口」（保健室・校長室）の活用
- ・児童の記録からの理解（日記、カード等）
- ・懇談会、家庭訪問
- ・職員会における情報交換会 ・QU検査の活用

家庭では・・・

- 日常的な情報交換を大事にする。
- 子どもの変化を察知し学校と連絡を取り合う
- ・元気がなかったりイライラしたりすることが多くなる
- ・頭痛腹痛の訴えやふさぎ込み
- ・攻撃的暴力的傾向が増える など

気になる様子があった場合、次のページに則って対応します。

いじめの加害者被害者になることはどの子にも起こりうるという立場で指導しております。お子さんの気になる姿等がありましたら、学校にご相談ください。（校長）

※方針の概要を記載しています。詳細につきましては、学校にお問い合わせください。

※茅野市のいじめ対策基本方針が必要な方は、紙ベースのものをお渡ししますのでお申し出ください。